平成29年解散分

〔その他の政治団体〕

アジア政治経済研究会

報告年月日　29. 9.29（29. 8.31解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

いわさきバス労組交通政策研究会

報告年月日　29.10. 6（29. 9.30解散）

1	収入総額	162,000
	前年繰越額	162,000
2	支出総額	162,000
3	支出の内訳	
	政治活動費	162,000
	寄附・交付金	162,000

宇宙

報告年月日　29. 7.10（29. 1. 1解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

宇宙昇天

報告年月日　29. 7.10（29. 1. 1解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

大島哲也後援会

報告年月日　29. 6. 7（29. 6. 7解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

憲翔会・小坂憲次後援会連合会

報告年月日　29.11.10（29.10.31解散）

1	収入総額	9,990
	前年繰越額	9,990
2	支出総額	9,990
3	支出の内訳	
	経常経費	9,990
	事務所費	9,990

小坂憲次後援会

報告年月日　29.11.10（29.10.31解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

自然主義経済党

報告年月日　29. 7. 3（29. 6. 1解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

尚志会

報告年月日　29.10.31（29.10.31解散）

1	収入総額	2,611,780
	前年繰越額	1,455,091
	本年収入額	1,156,689
2	支出総額	2,611,780
3	本年収入の内訳	
	寄附	1,156,677
	政治団体分	1,156,677
	その他の収入	12
	一件十万円未満のもの	12
4	支出の内訳	
	経常経費	640,815
	備品・消耗品費	556,850
	事務所費	83,965
	政治活動費	1,970,965
	組織活動費	1,970,965
5	寄附の内訳	

〔政治団体分〕

景山俊太郎後援会　1,156,677 松江市

政治結社紀神塾

報告年月日　29.11. 8（29.11. 8解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

政治結社励志社

報告年月日　29. 9.13（29. 9.13解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0
3	資産等の内訳	

〔借入金〕

吉田　直紀　80,858,302

全国塩小売懇和会

報告年月日　29. 9.19（29. 8.31解散）

1	収入総額	8,925
	前年繰越額	8,925
2	支出総額	8,925
3	支出の内訳	
	政治活動費	8,925
	寄附・交付金	8,925

全国人権推進会神奈川支部

報告年月日　29. 9. 4（29. 8.14解散）

1	収入総額	5,000
	前年繰越額	5,000
2	支出総額	5,000
3	支出の内訳	
	経常経費	5,000
	備品・消耗品費	5,000

日本維新の会を支えんする団体共立ジャパン

報告年月日　29.10.18（29.10.18解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

日本公事機構

報告年月日　29. 9. 1（29. 8.31解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

日本健康促進協議機構

報告年月日　29. 9. 1（29. 8.31解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

福島県県民を守る会連合会

報告年月日　29.11. 6（29.11. 5解散）

1	収入総額	30,000
	前年繰越額	30,000
2	支出総額	0

励志救國協議會

報告年月日　29. 9.13（29. 9.13解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0
3	資産等の内訳	

〔借入金〕

吉田　直紀　30,849,933

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十九年財務省・農林水産省・経済産業省告示第八号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成三十年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案（第九条―第十三条）
第四章　災害等に係る事案（第十四条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十一条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する平成二十八年熊本地震による災害に関する特別相談窓口に係る事案（以下「平成二十八年熊本地震による災害に関する事案」という。）

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害及び平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の暴風雨による災害に関する特別相談窓口

四　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置するデフレ脱却等特別相談窓口に係る事案

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成三十年三月三十一日までとする。